仕　　様　　書

1　件　　名　１３７号建物１階便所排水管等改修工事

2　工事場所　長崎県大村市西乾馬場町４１６

3　実施内容　本工事は、大村駐屯地１３７号建物１階便所給排水管改修及び小便器（４台）の移設を実施する。

4　一般共通事項

(1)　本仕様書は、陸上自衛隊大村駐屯地で実施される「１３７号建物１階便所排水管等改修工事」に摘要する。

(2)　本工事は、本仕様書・図面によるほか、用語の定義については、以下によるものとする。
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事）』
　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事）』

(3)　本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

(4)　請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施する。

(5)　写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し、写真帳（Ａ４）に整理して提出する。

(6)　工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止する。

(7)　請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるとともに、現場においては常に整理整頓を行う。

(8)　本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、カタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用する。

(9)　本工事により発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積する。その他の発生材は、請負業者の負担において駐屯地外へ搬出し、適正に処分して産業廃棄物管理票（Ｅ票）の写しを提出するものとする。

(10)　請負者または現場代理人は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を作成して監督官に提出する。

(11)　本設計図書に記載された寸法は、設計寸法・数量であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工する。

(12)　本工事の施工に当たり、請負者が下請業者を選任する場合は、監督官の示す様式にて施工体制台帳を提出するものとする。

(13)　本工事において官側の電気・水道を使用した場合、請負業者はメーターを設置し、その使用料を負担するものとする。

5　特記事項

(1)　汚水管はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（JIS K 9798）を使用し、既設配管と接続するものとする。また、配管切断付近に付着している尿石を高圧洗浄等で除去するものとする。

(2)　排水管の保温については、グラスウール保温材（C_2（ロ）Ⅶ）を使用するものとする。

(3)　配管工事前に地下ピット内排水管が漏水しているため、水中ポンプで汲み上げ、１３７号建物横にあるマンホール（大村駐屯地配置図参照）へ排水する。その際、洗浄及び消毒作業（次亜塩素酸ナトリウムを使用）を実施するものとする。施工後、１階便所内も同様に洗浄及び消毒作業をするものとする。

(4)　小便器の壁中にある既設排水管は埋め殺しとし、100㎜を基準に小便器を移設するものとする。

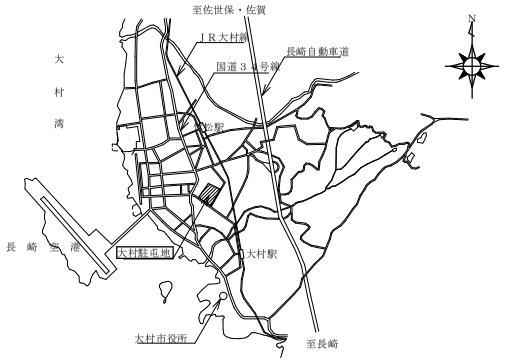

大村駐屯地案内図　S=NON SCALE

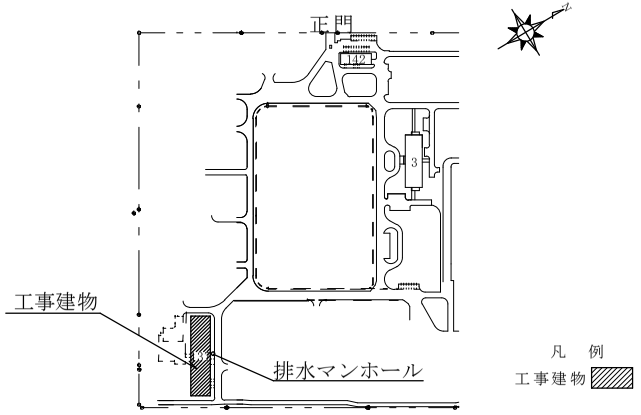

大村駐屯地配置図　S=NON SCALE

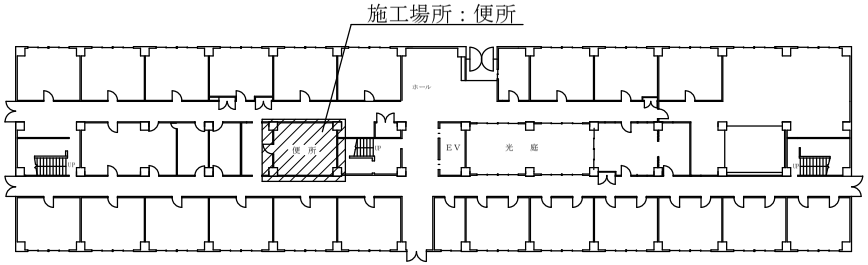

１３７号建物１階平面図　S=1/500

件　　名	１３７号建物１階便所排水管等改修工事				
図面名称	仕様書・案内図・配置図・平面図				
縮　　尺	図示	図面番号	2／5	作成年月日	4．9．5
陸上自衛隊　大村駐屯地業務隊　管理科					